

京都市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第54号

京都市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市文化会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条を削り，第5条を第4条とし，第6条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

別表中「第5条関係」を「第4条関係」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)